

大学発スタートアップ創出支援事業
大学等公募要項

令和7年9月



スタートアップ戦略推進本部

戦略推進部スタートアップ推進課

内容

1	はじめに・事業の目的	3
2	本事業の対象となる大学等	3
3	事業実施の流れ	5
4	本事業が提供する支援による大学等の取組	6
5	大学等の役割	9
6	協定の締結及び協定期間	9
7	KPIの設定・評価について	10
8	応募方法	12
9	審査の流れ	13
10	留意事項	15
11	申込・問い合わせ先	16

1 はじめに・事業の目的

東京都では、次代の産業の担い手であり、イノベーションを通じて社会に新たな価値を提供するスタートアップへの支援を実施しています。

中でも、大学における革新的な研究成果やアイデアを基に事業化を目指す大学発スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されています。東京の強みの一つとして、知の拠点である大学が集積していることが挙げられますが、持続的にスタートアップを創出できる環境が都内の各大学で十分に整備されているわけではありません。更なる大学発スタートアップ創出のためには、より多くの大学でスタートアップ創出促進に向けた学内の体制を構築し、エコシステムを整備していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ、大学発スタートアップ創出支援事業（以下「本事業」という。）では、大学内の研究者や学生等の起業に向けた支援を行う、又は行う意思のある大学等に対し、東京都が受託事業者（以下「コーディネーター」という。）と連携しながら、伴走支援及び経費支援を行っています。さらに、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点として東京都が整備する Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）を中心に、大学発スタートアップ創出促進に向けた学内の基盤整備に資する支援プログラムを展開しています。そうした取組を通じ、研究シーズやアイデアを活用した起業を大学等が主体的に促進することのできる環境を整備し、ひいては実際にシーズの事業化に向けた具体的な取組を行うことを目指します。本公募要項は、本事業の目的や趣旨を理解し、東京都及びコーディネーターの支援を受けながら、大学発スタートアップ創出に向けた取組を行う大学等を募集するものです。

2 本事業の対象となる大学等

(1) 大学等の定義

本事業における「大学等」の定義は、以下の（ア）から（ウ）までとし、「大学」の定義は、以下の（ア）とします。

（ア）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、同法第 83 条の 2 に規定する専門職大学、同法第 97 条に規定する大学院、同法第 99 条第 2 項に規定する専門職大学院及び同法第 108 条第 3 項に規定する短期大学で、都内に研究拠点（学部、研究科、研究施設その他これに類するもの）を有するもの

（イ）上記（ア）に定めるものが出資等を行い設立された外部組織（大学 VC や TLO 等）

（ウ）上記（ア）に定めるものと連携して本事業に取り組む事業者（民間アクセラレーターなど）

なお、（イ）又は（ウ）の場合は、単独での応募は認めず、必ず（ア）に定める者と共同で応募していただきます。また、（ア）に定めるもの同士が共同で応募することも可とします。

※（イ）又は（ウ）に定める者の場合は、以下に該当する者でなければなりません。

・日本国内で事業活動を行い、次のいずれかに該当すること。

①株式会社、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）、監査法人、弁護士法人等

のいわゆる士業に係る営利法人

②特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人

③その他東京都が認める者

(2) 大学等の要件

以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす者を応募対象とします。

（ア）次のいずれにも該当していないこと。なお、協定締結後、次のいずれかに該当することとなった場合には、本事業による支援を受けることができなくなります。

①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②法人事業税等を滞納している者

③大学等の所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれている者。また、本事業の支援を受けて実施する事項に、暴力団、暴力団員等が介入していること。

④都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者

（イ）機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(3) 支援の概要

本事業は、東京都と大学等で協定を締結し、以下の 2 つの支援のいずれかを実施します。

（ア）事業ステップアップ支援（募集数：6 校程度）

・研究シーズ等を活用した事業化、学内の環境構築を主体的に進めたい大学や、スタートアップを創出している大学が、他大学との連携を図りながら、スタートアップ創出の取組をステップアップさせていく支援となります。

・他大学との連携とは、

①大学等が、ナレッジシェア勉強会、研究成果発表会、インキュベーション施設等の共同利用、複数大学とのビジネスコンテストといった複数大学との連携を設定した場合と、

②コーディネーターが支援する下記④に掲げる「令和 7 年度採択大学の大学間連携の促進を目的としたイベント等」に参加する場合 を指します。

・東京都は、大学等の取組に対して、経費支援を行います。

・経費支援の上限額（税込）は、事業ステップアップ支援の 6 大学等の合計で令和 7 年度 1 億 8,000 万円、令和 8 年度 3 億 6,000 万円（予定）で、1 大学等あたりの各年度の上限額（税込）は以下のとおりです。

【令和 7 年度】 3,000 万円

【令和 8 年度】 6,000 万円

・コーディネーターは、大学等に対して、以下の支援を行います。

①メンタリングによる伴走支援

大学等の置かれた状況や課題のヒアリング、解決策の方針策定や予算執行の相談など、メンタリングを通じて本事業に関するあらゆる事項を解決に向けて議論し、大学等の KPI 達成に向けた伴走支援を実施します。

②専門家等の紹介

各領域に知見・実績を有する外部の専門家等をアドバイザーとして適切に紹介するなど、大学等の抱える課題の解決を多角的に支援します。

③大学等が実施する共同イベント等の周知、運営補助

大学等が企画・開催する共同イベント等について、広報媒体等を活用した周知活動を支援するとともに、当日のイベント運営の補助を支援します。

④大学間連携を促進するイベント

令和7年度採択大学の大学間連携の促進を目的としたイベント等を TIB 等で実施します。

(イ) 学内体制構築支援（募集数：3校程度）

コーディネーターを通じて、スタートアップ創出に取り組める体制を構築するため、学内のビジョン・戦略の明確化や、組織体制の整備、専門家等とのネットワーキングづくりなどの支援を提供します。（大学等への経費支援はありません。）

(4) 留意事項

・グループで応募する場合は、必ず代表者を定め、その代表者が応募してください。なお、協定はグループを構成する全ての構成員と締結します。

・グループで応募する場合における事業ステップアップ支援に係る経費支援は、上記2(3)(ア)の上限額の3校分までの範囲内で行います（グループの組成は3校を超えても構いません。）。

・令和6年度に採択された9校については、本事業の対象外となります。

なお、本事業の令和7年度採択大学の連携大学として参画することは可能ですが、本事業による経費支援はありません。該当する9校は以下、本事業 Web サイトのとおりです。

(<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initatives/university-startup-support/2024r6>)

・応募後に特段の事情変更（統廃合等）があった場合、速やかに東京都へ報告してください。事情変更後の状況を踏まえて、採択の有無を判断します。

3 事業実施の流れ

本事業は、次のような流れで実施します。

(1) コーディネーターの公募・選定【東京都】

東京都は、コーディネーターを公募し、1者を選定します。なお、選定の時期は、令和7年11月頃を予定しています。

(2) 大学等の公募・選定【東京都】

東京都は、本公募要項に基づき、大学発スタートアップ創出に向けた取組を行う大学等を募

集します。また、応募があった提案内容を審査し、支援対象となる大学等を選定します。

(3) **大学等との協定締結【東京都・大学等】**

選定された大学等と東京都の間で協定を締結します。協定書の内容については、別紙1-1「令和7年度大学発スタートアップ創出支援事業協定書（事業ステップアップ支援（案）」又は別紙1-2「令和7年度大学発スタートアップ創出支援事業協定書（学内体制構築支援（案）」を御参照ください。

(4) **大学等への支援【コーディネーター・大学等】**

コーディネーターは、大学等に対し、専門的アドバイスやコンサルティングを提供します。支援メニューの提供に当たっては、大学等の状況やニーズを踏まえた上で実施します。

(5) **大学等の取組【大学等】**

(ア) 事業ステップアップ支援を受ける大学等（以下「事業ステップアップ支援採択大学」という。）は、他大学との連携を図りながら、研究シーズ等を活用した事業化、学内の環境構築に取り組みます。

(イ) 学内体制構築支援を受ける大学等（以下「学内体制構築支援採択大学」という。）は、コーディネーターの支援を受けながら、学内のビジョン・戦略の明確化や、組織体制の整備、専門家等とのネットワークづくりなどに取り組みます。

(6) **大学間連携イベント等の参加【大学等】**

大学等は、コーディネーターが企画した大学間連携の促進を目的としたイベント等に参加します。

(7) **実績報告【大学等】**

大学等は、本事業での実施内容等を東京都及びコーディネーターに対して報告します。

(8) **KPI 評価委員会における実績評価【東京都・コーディネーター】**

事業ステップアップ支援採択大学の実績報告を基に、外部有識者等で構成する KPI 評価委員会で評価します。

(9) **大学への経費支援の支払【東京都】**

事業ステップアップ支援採択大学に対し、上記（8）で実施された KPI 評価委員会の評価結果に基づき、東京都から各大学へ評価後の金額を経費支援として支払います。

4 本事業が提供する支援による大学等の取組

(1) **支援対象となる取組**

大学等は、上記2（3）の支援を受けながら、以下の（ア）又は（イ）に取り組みます。

なお、本事業は、大学発スタートアップを創出する大学等の取組を支援することを目的としています。学生等に対するアントレプレナーシップの育成を目的とした取組、既存企業への技術移転を前提とした取組等は支援対象とはなりませんので、御留意ください。

(ア) 事業ステップアップ支援採択大学の取組

・大学等は、上記3（5）（ア）のとおり、取り組んでください。

なお、応募の段階では支援対象とするシーズが特定されている必要はありませんが、学内においてどのようなシーズを発掘し、対象とするかの方向性（イメージ）を応募書類に記載してください。

- ・学術研究ではなく、事業化（シーズを商業化し、経済的な価値を創出すること）を目指すものが対象となります。また、営利を目的としない事業は原則として対象外となります。
- ・東京都が協定を締結する大学等に籍を置いている方（研究者・職員だけではなく学生も含みます。）が主体となって進める事業化であれば、事業化の分野については不問です。ソーシャルアントレプレナー（社会起業家）なども対象となります。
- ・支援対象とするシーズは、事業化以前であれば、会社設立後でも構いません。
- ・本事業の終了後も、本事業を通じて整備した体制を維持していくよう努めてください。
- ・事業ステップアップ支援では主に以下のような取組に対して支援することを想定しています。

主な取組（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・経営人材、投資家、先輩起業家等とのマッチング機会の提供 ・ビジネスコンテストの共同開催 ・ナレッジシェア勉強会（起業支援制度、資金調達、知財管理などのノウハウ共有） ・大学におけるスタートアップ創出に向けた取組の研究成果発表 ・共同ギャップファンド設立、インキュベーション施設の共同利用 ・技術実証 ・市場調査 ・プロトタイプ開発 ・知財申請・管理法人設立 ・VC、金融機関、先輩起業家等とのマッチング ・TLO(技術移転機関)やURA(研究マネジメント人材)の設置・雇用 など

(イ) 学内体制構築支援による取組

- ・学内体制構築支援採択大学は、上記3（5）（イ）のとおり、取り組んでください。
- ・本事業の終了後も、本事業を通じて整備した体制を維持していくよう努めてください。
- ・学内体制構築支援では、以下のような取組に対してコーディネーターを通じた支援を提供することを想定しています。

主な取組（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・学内におけるビジョン・戦略等の策定 ・知財戦略立案、起業に関連する学内の規程整備 ・専門部署・起業に関する相談体制の整備設置 ・機運醸成イベント、ネットワークづくり（外部機関）など

(2) 事業ステップアップ支援採択大学への経費支援

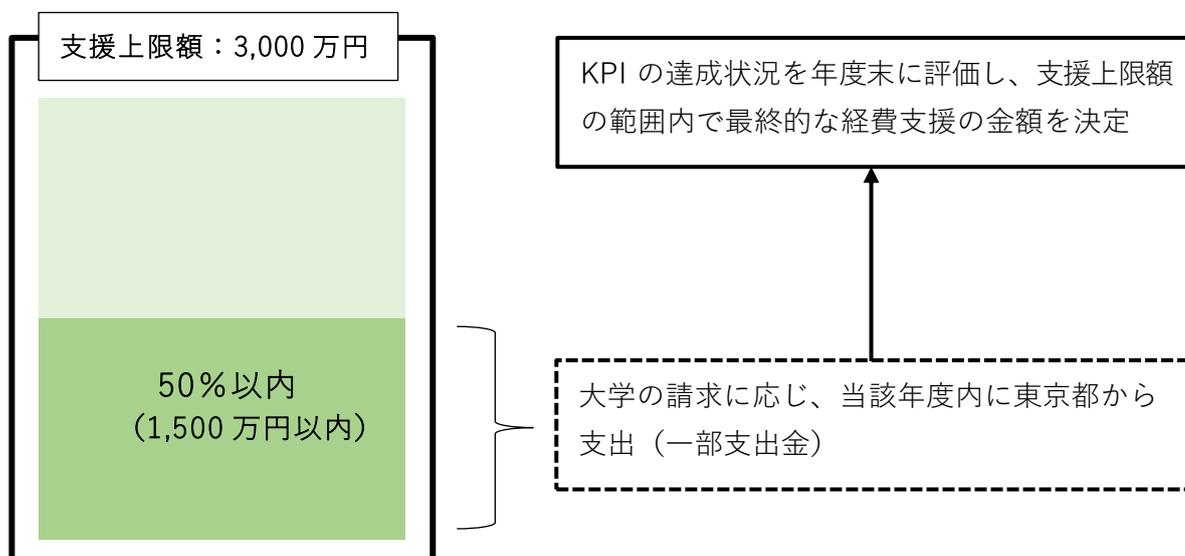
事業ステップアップ支援採択大学の取組に対して、経費支援を提供します。経費支援額は、

応募時に提出していただく KPI の達成状況を各年度末に外部委員で構成する評価委員会で評価した上で金額を決定し、支払を行います。ただし、年 1 回、年度の途中でも、KPI を達成している部分について、各大学等に割り当てられる支援上限額の 50%までは、東京都に請求することが可能です。その請求に基づき、東京都から支出する経費を「一部支出金」といいます。各大学は一部支出金の請求時期を計画し、支援が開始される段階でコーディネーターとその時期をあらかじめ調整いただきます。請求においては、KPI 達成が確認できる証拠書類を提出していただく必要がありますので、あらかじめ御準備をお願いします。東京都に請求があってからおおむね 1 か月程度での支払を想定していますが、各大学からの請求が重複した場合には、この限りではありません。

なお、一部支出金は KPI 達成状況の暫定的な決定に基づく支払となります。各年度の KPI 達成の最終評価は、年度末に実施する評価委員会により決定します。KPI 評価に当たり、追加の証拠書類の提出が発生する場合があります。

経費支援の上限額（税込）は、上記 2（3）（ア）のとおりです。

【経費支援のイメージ（例） 令和 7 年度の場合】



KPI の設定、評価及び経費支援の金額の決定に関する詳細は、「7. KPI の設定・評価について」を参照してください。

(ア) 支援対象となる経費

原則として、大学等が立てた計画を達成するために必要な経費であれば、以下（イ）に記載の項目を除き、幅広く経費支援の対象となります。主な支援内容は別紙 2「経費支援の対象となる主な項目一覧」のとおりです。支援の対象となる経費を支出する場合には、見積書、契約書、請求書、振込控、領収書等の証拠書類や、帳簿類を整えておくようにしてください。経費の請求時や、後述する KPI 評価委員会の際などに提出していただきます。

(イ) 支援対象とならない経費

- ①既に雇用している者に係る人件費（ただし、既に雇用している者が本事業実施に伴い新たな業務を担うこととなった場合等は、対象となる可能性があります。）

②取得価額が50万円以上の備品

本事業の実施に必要な備品については、極力リースやレンタルを活用してください。

③リース・レンタルについて協定期間外の期間に係る経費

④建物等施設に関する経費

⑤その他大学等が計画を達成するために必要な経費として適正でないと東京都が判断するもの

5 大学等の役割

大学等には、東京都と締結する協定に基づき、以下に記載する各項目を実施していただきます。

(1) 企画書の確定

応募時に提出していただいた企画書について、選定審査の際の指摘事項を反映するとともに、東京都と協議をした上で必要な修正を加えてください。修正後の企画書を東京都に提出していただきます。

(2) 事業実施

上記(1)で定めた企画書に基づき、本事業の支援を活用しながら、取組を進めてください。また、民間事業者が代表となっている場合も、上記2(1)(ア)に定める者が組織として主体的に取り組むよう、グループ内で適切な連携をとりながら事業を進めてください。

(3) 実績報告

少なくとも四半期に1度、当該事業期間の事業の進捗状況について、東京都及びコーディネーターに報告を行っていただきます。加えて、四半期の報告以外に東京都又はコーディネーターが臨時で事業の進捗報告を求めた場合は、それに従う必要があります。

(4) KPI 評価委員会への対応（事業ステップアップ支援採択大学のみ）

事業ステップアップ支援採択大学は、各年度末に開催する KPI 評価委員会に向け、KPI の達成状況について、東京都及びコーディネーターに報告していただきます。報告に当たっては、各 KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書など）や KPI 評価委員会の審査に必要となる資料を東京都に提出する必要があります。

また、東京都又はコーディネーターが必要と認めた場合は、外部有識者等で構成する KPI 評価委員会に出席していただきます。

(5) 大学間連携イベント等への参加（事業ステップアップ支援採択大学のみ）

事業ステップアップ支援採択大学は、上記2(3)(ア)④のイベント等へ参加し、大学間連携を促進してください。

6 協定の締結及び協定期間

(1) 協定の締結

本事業の支援を受けるにあたり、東京都と協定を締結していただきます。協定には、本事業の目的、支援内容及び役割分担等が記載されており、協定を締結することで、正式に本事業への参画が確定します。

(2) 協定期間

協定締結の日（令和7年12月頃を予定）から令和9年3月31日までとします。

ただし、令和8年度東京都歳入歳出予算に本事業が計上されなかった場合は、その時点で本事業が終了となる場合があります。その場合、東京都からの補償等は致しかねますので、御了承ください。

7 KPIの設定・評価について

(1) KPIの設定及び申請額の設定

事業ステップアップ支援に申し込む大学等は、応募時に各大学の実情に応じた KPI（指標）を設定していただきます。大学発スタートアップ創出に向けた自組織の長期的な計画を踏まえた上で、本事業の協定期間終了時点における目標を定めてください。その上で、目標を達成するために必要な KPI を年度ごとに定めてください。

なお、**大学連携の KPI については、上記 2（3）（ア）④でコーディネーターが企画する大学連携イベント等以外で、ナレッジシェア勉強会、研究成果発表会、インキュベーション施設等の共同利用、複数大学とのビジネスコンテストといった複数大学との連携を独自に設定した場合、審査にあたっての加点要素として、考慮します。**

以下に KPI 全体の設定例を挙げますが、必ずしもこの例のとおり提案いただく必要はありません。

(ア) 協定期間終了時点における目標の例

(大学連携に関する例)

- ・ビジネスコンテストの共同開催
- ・ナレッジシェア勉強会の開催
- ・起業支援制度、資金調達、知財管理などのテーマ別の共同勉強会
- ・大学発スタートアップ創出に関する研究成果発表会
- ・共同ギャップファンドの設立・運用開始
- ・共同インキュベーション施設の構築・運用開始
- ・複数大学と共同で実施するアクセラレータープログラムの構築・運用開始

(大学連携以外に関する例)

- ・学内シーズ向けギャップファンドの構築・運用開始
- ・支援を通じた事業化候補シーズの特許出願実施のケース創出
- ・支援を通じた事業化候補シーズの法人設立のケース創出
- ・大学等発スタートアップのエクイティによる資金調達実施のケース創出
- ・専門人材の雇用体制構築・人材獲得の完了
- ・エクイティを活用した知財導出のケース創出
- ・学内シーズ向けアクセラレータープログラムの構築・運用開始
- ・学内シーズ向けギャップファンドの構築・運用開始
- ・支援を通じた事業化候補シーズの特許出願実施のケース創出
- ・支援を通じた事業化候補シーズの法人設立のケース創出

(イ) KPI の例

(大学連携に関する例)

- ・ ビジネスコンテストの共同開催回数 ○回以上
- ・ ナレッジシェア勉強会の開催回数 ○回以上 (年○回×○テーマ)
- ・ 起業支援制度、資金調達、知財管理などのテーマ別勉強会 ○回以上
- ・ 研究成果発表会 (大学のスタートアップ創出に関する) ○回以上
- ・ 共同ギャップファンドの設立数 ○件以上
- ・ 共同インキュベーション施設の利用件数 ○件以上

(大学連携以外に関する例)

- ・ ギャップファンドによる研究者への資金提供：○円
- ・ 事業化候補シーズにおける特許出願件数：○件
- ・ 大学等発スタートアップの法人設立数：○件
- ・ 大学等発スタートアップによる資金調達件数：○件
- ・ 事業化候補シーズにおける特許出願件数 ○件
- ・ 技術実証、プロトタイプ開発、市場調査の実施件数 ○件以上
- ・ 大学等発スタートアップの法人設立数 ○件
- ・ 大学等発スタートアップによる資金調達件数 ○件
- ・ 専門人材とシーズのマッチング○件
- ・ エクイティを活用した知財導出の件数：○件
- ・ アクセラレータープログラムによる研究者への資金提供：○円

※ KPI の設定完了後、各 KPI を達成するために必要な金額を見積もり、KPI 項目ごとの申請額を設定してください。

なお、取組内容等の大幅な変更につながるため、目標の見直し・再設定は原則として不可とします。KPI については、事前に東京都の承認を得た場合に限り、見直し・再設定をすることができます。ただし、下方修正は原則不可とし、見直し・再設定する理由等の説明が必要となります。

(2) 基準額及び各大学等の経費支援上限額の決定

事業ステップアップ支援採択大学の経費支援額は、別紙2「経費支援の対象となる主な項目一覧」、提出された企画書及び審査委員会による審査結果に基づき、KPI 項目ごとの基準額を決定します。

設定された KPI 及び申請額については、その妥当性も含め、審査の対象となります。申請額と基準額には差が生じる可能性がありますので御留意ください。

基準額の決定後、全ての基準額を合算した各大学の支援上限額を決定します。公平性及び平等性には十分配慮しますが、各大学の支援上限額は取組内容に応じて異なりますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 評価額の算定

各年度末に開催する KPI 評価委員会において、事業ステップアップ支援採択大学が設定した KPI の達成状況等を確認し、評価額を算定します。

(4) 最終的な経費支援額の決定

上記(3)で算定された評価額から、上記4(2)の「一部支出金」を控除した金額が経費支援額となり、東京都から翌年度の5月頃を目途に経費支援として提供されます。KPIの達成状況により評価額から一部支出金を控除した金額がマイナスとなった場合には、東京都へマイナス分の金額を返還していただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。なお、最終的な経費支援額は、各年度末までに完了している事業を対象とします。

8 応募方法

(1) 募集期間

令和7年10月1日(水曜日)から同年11月6日(木曜日)午後5時まで(必着)

(2) 質問の受付

本事業に関する質問は、**令和7年10月1日(水曜日)から同年10月31日(金曜日)まで**の間に、原則として電子メールで受け付けます。御質問のある方は「11. 申込・問い合わせ先」に記載の担当まで電子メールにて質問事項をお送りください。

公平性の観点から、いただいた質問及び回答は、本事業 Web サイト上にて公表いたしますので、御了承ください。(質問者が特定されない形で公表します。)なお、応募状況や審査内容に関する質問については、回答しかねます。

(3) 個別相談会について

公募に当たり、公募要項の内容、受けられる支援、本事業の活用方法等の疑問解消を主な内容とした個別相談会を開催します。希望される大学等は、以下 11. 申込・問い合わせ先の担当まで電子メールにて御連絡ください。

(4) 応募様式

以下の Web サイトから応募様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。

なお、グループで申し込む場合は代表者を取りまとめの上、記入してください。

また、応募様式等は日本語で記載してください。

(本事業 Web サイト)

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/university-startup-support>

(ア) 企画書

- ・様式は任意ですが、Web サイトに掲載している「企画書の作成について」を参照し、企画書を作成してください。なお、グループでお申し込みの場合は、その役割等が分かる体制図を企画書に盛り込んでください。

- ・企画書はプレゼンテーション審査で使用いたします。

(イ) 応募フォーム

- ・所定の様式に記入の上、提出してください。

(ウ) K P I 設定説明書

・所定の様式に記入の上、提出してください。

※学内体制構築支援に申し込む大学等は不要です。

○大学以外がお申し込みの場合は、以下 2 点の提出が必要となります。

①登記事項証明書（全部事項証明書）

提出日から 6 か月以内の登記事項証明書（全部事項証明）の写

②直近 2 期の決算報告書一式（税務署提出書類）

※東京都の入札参加資格を有する事業者は提出不要です。

(5) 提出方法

- ・上記（4）の応募様式に必要事項を記入し、以下 11. 申込・お問い合わせの担当まで電子メールにて御提出ください。
- ・電子メールのデータ容量が合計 10MB 超える場合は、データを分けて送信してください。なお、複数にわけて送信する場合は、件名に送信件数を記載するようにしてください。
- ・東京都から応募受付完了のメールを返信いたしますが、応募書類の提出後、2 日（土日及び祝日を除く。）経過しても東京都より応募受付完了のメールが届かない場合、「11. 申込・問い合わせ先」の担当まで電話にて御連絡ください。（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんので御注意ください。）

9 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、プレゼンテーション審査を行います。なお、プレゼンテーション審査は **11 月中旬（予定）** に行います。詳細は応募いただいた方に別途連絡します。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき審査します。

(ア) 事業ステップアップ支援

No.	項目	審査の視点
1	ビジョン・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に取り組む長期的なビジョン・目標が明確であるか ・提案全体を通じてロジックの通った内容になっているか ・公的支援を受けるにふさわしい内容であるか ・「大学に眠るシーズを活かした大学発スタートアップの創出」という本事業目的の実現に資する内容であるか ・大学間での情報共有と相互理解を促進し、大学全体のスタートアップ創出を加速させていく取組となっているか。
2	実施計画・KPIの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的なビジョン・目標達成に向けた、具体的かつ実効性の高い計画か ・大学等の置かれた現状を踏まえた実現可能性の高い実施内容か ・本事業終了後も継続して成果を創出できる計画となっているか ・他の大学との連携（情報の共有、人材、施設、資金等の共同利用などにより、ノウハウの共有化が図られること）要素が含まれているか（含まれていれば、加点） ・目標の達成に向けた適切なKPIが設定されているか ・KPIの達成を見込むことのできる取組となっているか ・本事業による支援の必要性があるか（支援がなくとも容易に達成できるKPIとなっていないか）
3	スタートアップ創出への将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等が発掘しようとしているシーズやアイデアは、事業化や起業につながる可能性を有しているか ・大学等が発掘しようとしているシーズやアイデアは、社会課題の解決やイノベーションの創出が期待できるインパクトを有するか ・これまで支援に取り組んできたシーズやアイデアは、各種施策の課題を捉え、シナジーを生む提案となっているか
4	実施に向けた主体性	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターを含め外部の支援も受けながら、大学等の役割を主体的に果たすことのできる体制が構築されているか ・グループでの応募の場合、各主体が十分に連携して事業を推進する体制となっているか
5	予算計画	<ul style="list-style-type: none"> ・KPIの達成に向けて、適切な申請額が設定されているか

(イ) 学内体制構築支援

No.	項目	審査の視点
1	ビジョン・目標	・本事業に取り組む長期的なビジョン・目標が明確であるか ・提案全体を通じてロジックの通った内容になっているか ・公的支援を受けるにふさわしい内容であるか
2	実施に向けた取組	・長期的なビジョン・目標達成に向けた取組内容が明確か ・本事業終了後も継続して取り組める内容となっているか
3	大学の抱える支援体制の課題への認識	・本事業を利用する動機や課題認識が明確であるか ・意思決定権限を持つ責任者も含むトップマネジメント層が大学等のスタートアップ創出支援体制に対して適切な課題意識を持ち、本事業へのコミットメントを示しているか

(3) 採択大学（採択者）の決定

審査会による審査を踏まえ、採択大学（採択者）を決定します。

10 留意事項

- (1) 大学等は、支援の実施に当たり、本公募要項、令和7年度大学発スタートアップ創出支援事業協定書及び関係法令等を遵守する必要があります。
- (2) 応募に要する費用について、応募者負担となります。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 採択された大学等には、審査結果を通知します。東京都と協定を締結し、令和7年12月中旬頃からの事業開始に向けて準備をしていただきます。
- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則、東京都により公表される予定ですのであらかじめ御了承ください。
- (5) 東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等に御協力いただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (6) 以下の場合には審査対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 - ・応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反又はそのおそれのある場合
 - ・応募内容に不備がある場合
 - ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、虚偽の申請を行った場合
- (7) 応募に当たって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都、コーディネーター及びコーディネーターの業務委託先に必要な範囲で利用されます。法令に基づく場合を除き、個人情報を含む情報は事前の承認なく東京都、コーディネーター及びコーディネーターの業務委託先以外の第三者に提供することはありません。
- (8) 事業の推進に関して不適切であると東京都が判断した場合には、実施途中で協定を解除する場合がありますので御留意ください。
- (9) 事業の遂行過程で生じる著作権、特許権等の知的財産権及びその他一切の権利はその発生

と同時に大学等に帰属します。

- (10) 事業の実施に当たっては、TIB（東京都千代田区丸の内 3-8-3）を積極的に活用してください（※TIB 公認のイベントやプログラムを実施するに当たっては、別途 TIB パートナーへのお申込みが必要となります。）。

11 申込・問い合わせ先

本事業へのお申込・お問い合わせは以下担当までお願いします（審査経過・審査結果等に関するお問い合わせには応じられません。）。

（担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部 スタートアップ推進課

メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

電話番号：03-5388-2106